

●追補版に関する懇話会委員からの指摘事項及び対応案等(R6.8月書面意見聴取)

(別紙1)

No.	資料	ページ	委員名	指摘事項等	対応案及び最終記載案	(参考)元の記載内容	担当局	担当課
1	別紙1	1ページ	玉置副座長	(感想と意見)「・・・(追補版)作成に当たって」の文章がもう少し手短かにできれば読みやすいと感じました。 例えば令和元年度改訂版の50ページ、第38回懇話会の資料3など記載内容は今回の内容とほぼ同じなのですが、流れが分かりやすく書かれていると思います。	「1 はじめに」と「2 京都市人権文化推進計画(追補版)策定に当たって」を分け、理念と策定までの経過を別に記載することで、文章を整理しました。	(省略)	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当(計画推進担当)
2	別紙1	1ページ	玉置副座長	(意見)最後の段落の「京都は～進めてきた地です。本市としても、・・・」のところにについて(地方公共団体としての責務)に関する何らかの文言が必要ではないでしょうか。また、「公を自ら担い・・・」に関して再考の時間があれば検討をお願いします。 前段のところで人権に関わる各種の法律や施策の実施が数多く記載されています。法には“地方公共団体の責務”について必ず定められていることから、この点について明確にしておく必要があるのではないのでしょうか。人権を守る視点から「本市としても」に続く一文として何らかの文言追加を検討いただければ幸いです。 また、「公を自ら担い・・・」に関して、国民の責務の一つで当然と言えば当然ですが、公を自ら担うとか、共助・互助などの意識がどんどん薄れていく世代や社会において、言葉としては浮いた感じがします。基本理念にある「やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都」の方向性にむけてしっかりと取り組む姿勢を記載するほうが分かりやすいのでしょうか。私見ですが、人権文化という視点から見たとき、家庭・地域社会・学校・働く場など人々の生活の場で、平和の内に安心して安全に暮らせること、人が人を人として大切にすること、共感が生まれる風土づくりが期待されているということではないかと思います。一歩進んだ共生社会(これは抽象的表現ですが)の中でこそ一人一人の多様性は生きてくるのではないのでしょうか。	該当箇所を修正しました。 本市では、現行計画と、この度策定する「京都市人権文化推進計画(追補版)」を基に、地方公共団体としての責務を確実に果たしながら、社会の中に人権文化を根付かせ、人権侵害を許さない土壌づくりを進めることで、全ての人の「居場所」と「出番」があるまちづくりを進めてまいります。	京都は、日本初の人権宣言と言われる全国水平社宣言が行われた地であり、「世界文化自由都市宣言」を本市政策の最上位の都市理念として掲げ、あらゆる違いを超えた交流を進めてきた地です。本市としても、「公を自ら担い、共助・互助でまちをつくる」という京都に受け継がれてきた心意気を大切に、現行計画及びこの度作成する追補版を基に、「個人の尊厳」を重んじ、全ての人々が尊重され「自らの居場所」と「活躍の場」がある社会の実現に向け、取り組んでまいります。	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当(計画推進担当)
3	別紙1	2ページ	玉置副座長	(意見)12行目 低さ等の課題があり/「あり」は課題の「存在」を示すだけの言葉と思います。「進展せず」の表現のほうが進行過程が見えてよいのではないのでしょうか。この課題は着実に進展する必要があると考えるからです。	該当箇所を修正しました。 女性活躍の推進に向けた取組については、女性の非正規雇用労働者の割合が男性に比べ高いことや、賃金の男女間格差、女性管理職の登用率の低さ等の課題は依然として改善・解消せず、更なる取組が必要です。	女性活躍の推進に向けた取組については、女性の非正規雇用労働者の割合が男性に比べ依然として高いことや、賃金の男女間格差、女性管理職の登用率の低さ等の課題があり、改善・解消に向けて更なる取組が必要です。	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当(計画推進担当)
4	別紙1	2ページ	玉置副座長	(今後に対する感想)13行目 ヤングケアラー/今回は子どもの項において記載されるのでこの対応でよいと思います。 しかし、ケアラーはこどもの時期だけのものではありません、障がいのある人のケアラーや、特に中高年期におけるケアラー問題は暮らしや就労、健康への影響など大きな課題を抱えています。ケアする人全体を見ていくことも必要ではないかと思います。	所管課にご意見を共有しました。	3 現行計画改訂(令和2年3月)以降の京都市の人権をめぐる状況について(略) 加えて、近年、新型コロナウイルス感染症による人権侵害の問題やヤングケアラーが直面する困難、さらには自殺や自死遺族の支援、孤独・孤立対策など、複合的な人権問題を抱える方への対応など、人権に関する新たな課題への対策が急務となっています。	子ども若者はぐくみ局	子ども家庭支援課
5	別紙1	2ページ	玉置副座長	15行目 「顕在化してきています。」と言う表現について (意見)ヤングケアラーや孤独・孤立対策などの法的根拠が整備されたことによるものとしては顕在化かもしれませんが、現実社会はとつくの昔から課題とされ、既に施策が進んでいる状況もあります。その意味からすれば、「顕在化」ではなく「対策が急務となっています。」などの表現のほうが取組の姿勢が伝わるのではないのでしょうか。	該当箇所を修正しました。 近年、ヤングケアラーが直面する困難、更には自殺対策や孤独・孤立対策等の複数の人権問題を抱える方への対応など、人権に関する新たな課題への対策が急務となっています。	複合的な人権問題を抱える方への対応など、人権に関する新たな課題が顕在化してきています。	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当(計画推進担当)
6	別紙1	3ページ	中島委員	「すべての人間は尊厳と権利において自由かつ平等である」としながらも女性と男性の平等は完全に認められず、女性が犠牲となっているケースが多々ある。女性の権利は、私生活においても公的生活においても両性間の平等を保障されなければならない。女性は、法律上平等を獲得しても実際に十分その権利が実現されていることはまだだと思います。 女性が抱える色々な問題を支援する為には、法制が 男性が伝統的に女性のものであった領域に身を投じることを奨励し、女性に対する尊敬の念を起こさせることによってこそ、男女平等の社会が実現すると思います。	所管課にご意見を共有しました。	-	文化市民局	共生社会推進室男女共同参画推進担当
7	別紙1	3ページ	岩井委員	全てに賛同しておりますが、取組をより現実的に推進されることを願い、意見を述べさせていただきます。 「困難な問題を抱えた女性の支援」の相談・DV対策施策ですが、これまでの啓発活動のおかげで問題に気づく女性が増えているものの、母・妻・嫁という女性の役割が重なっていると、自身の問題は後回しになって、改善行動につながらないことが多いと思います。こどもの問題では女性(母)が加害となる場合もあり、家族の問題として児童相談所が対応していますが、母自身の問題も並行して対応(相談や介入)してもらえとこどもと女性(母)の問題の改善が早いと考えます。情報共有だけでない連携を検討していただけたらと思います。	みんと開所に当たり、新たに協力をお願いしている精神科医の先生からも「子の福祉増進、被害の連鎖遮断の観点からの子どもを虐待する母親自身への支援」の重要性を指摘されており、十分意識して、母親自身への支援を実施しております。 この支援については、2点目の「連携体制の構築」に包含しており、情報共有だけでない連携の取組を進めてまいります。	【追加・修正等施策】 (困難な問題を抱える女性の支援) ○「京都市女性のための相談支援センター(愛称:みんと)」における女性支援に取り組む民間団体との協働によるきめ細やかな支援の実施【新規】 ○庁内及び庁外関係機関との緊密な連携体制の構築【新規】	文化市民局	共生社会推進室男女共同参画推進担当
8	別紙1	3ページ	薬師寺座長	2の(DV対策)の【追記の観点】の中の「男性の加害者への支援等」の表現は「男性の加害者の更生への支援等」とした方が、理解が得られるのではないかと思います。	該当箇所を修正しました。 【追記の観点】これまでの課題を踏まえ、DV加害者対策について、京都府との連携の下、男性加害者の更生への支援等に取り組んでいることを、改めて明示。	(DV対策) ○府市協調によるDV加害者対策、府市が共同で設置する法定協議会を活用した関係機関等との連携・協力による支援【更新】 【追記の観点】これまでの課題を踏まえ、DV加害者更生の取組について、京都府との連携の下、男性の加害者への支援等に取り組んでいることを、改めて明示。	文化市民局	共生社会推進室男女共同参画推進担当

●追補版に関する懇話会委員からの指摘事項及び対応案等(R6.8月書面意見聴取)

(別紙1)

No.	資料	ページ	委員名	指摘事項等	対応案及び最終記載案	(参考)元の記載内容	担当局	担当課
9	別紙1	6ページ	松波委員	障害のある人の就労支援として、通勤や職場での介助サービス利用が認められていないことは重大な問題だと感じてきたので、この点での就労支援の推進がはかれることは大きな意義がある。ぜひこの施策を進め、成果を発表していただきたい。(事業者への啓発ともなる。) ※ 障害者差別解消法の改正により、事業者にも、合理的配慮が義務化されたが、雇用(こちらは解消法でなく雇用促進法が適用されますが)が思うように進んでいない現状を踏まえても「介助を得て就労」することが可能だという認識が広がってほしいと考えます。	所管課にご意見を共有しました。 (参考)通勤や働く際に必要となる介助等に係る費用を助成する「重度障害者等就労支援特別事業」の、支給決定者数は、R6.7末時点で19名です。 更なる本事業の利用促進を目的として、本事業を利用して働くことのイメージを持っていただけるよう、実際に事業を利用し働いている方にインタビューを実施し、活用事例集を作成し、公開しています。 ※「重度障害者等就労支援特別事業」・・・対象者が経済活動をするうえで必要不可欠な支援(喀痰吸引や体位の変換、安全確保のための見守り、移動の介護等)について、本市が必要と認める場合に重度障害者等就労支援特別事業で支援を行っています(重度訪問介護、同行援護、行動援護と同等の支援に要する費用を助成)。	(障害のある人の就労支援) ○ 重度障害のある人等の通勤や職場等における介助等の就労支援の推進【新規】	保健福祉局	障害保健福祉推進室
10	別紙1	7ページ	玉置副座長	(見守り)囲み追記の観点 (参考)現行計画の「高齢者の人権尊重と・・・」からの再掲でなく、「はぐくみ支え合うまち・京都 ほほえみプラン(2024～2029)」のP48、51、52を参考に、どの視点に着目して追記するのかわかるようにしてはどうかと思いますがどうでしょうか。 8/16補足連絡: 視点を申し上げるとしたら、例えばほほえみプランP52のNO.42・43などを参考に、「京都市避難行動要支援者名簿を活用し、(高齢者名簿の活用を削除し)災害時における支援体制の充実、災害情報の確実な伝達の推進」とかはどうでしょうか。高齢者とひとくりにする再掲より加除修正する形で障害のある人の安心安全を考えて欲しいと思います。 理由は、高齢者も障がいのある人も、さらに災害時はすべての人が災害弱者になリかねません。ですから地域における見守り活動の重要性はいうまでもありません。しかし、周知のとおり避難所に行けないだけでなく、避難所に居れない、視覚や聴覚障がいの方に適切な情報が届かない、福祉避難所がないなど置き去りにされていた多くが障害のある人や高齢者でした。特に、障害についてはその区分や状態が人それぞれであり、障害種別や程度により災害時の支援の必要性が異なります。一方で支援側に立てる障がい者もおられ実際に活動もされます。安心・安全を守る、命を守るために、個人の或いは団体等の取組の現状を踏まえて、公が何を整えないといけないのかがそれぞれのプランの視点になると思います。長々と書きましてすみませんがご検討いただけるとありがたいです。	該当箇所を以下のとおり修正しました。 障害の項目(P9)に、下記3点を追加します。 (災害対策) ○ 避難所開設・運営の基本方針の一つである「要配慮者にも優しい避難所づくり」の推進【更新】 ○ 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するための避難行動要支援者名簿を活用したネットワークづくりの推進【更新】 ○ コミュニケーション障害のある人への災害情報の確実な伝達【更新】 ○ 障害のある人が、災害時に避難した先で安心して生活が送れるよう、避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備及び福祉避難所への直接避難についての仕組みの構築など、災害時における支援体制の充実【更新】 【追記の観点】障害のある人が、地域で安心して暮らしていくためには、平常時からの地域での交流による災害対応力の向上及び災害時の支援体制の充実は重要であるため、取組を改めて明示。 また、福祉避難所に関する取組は、高齢者にも関わる内容であるため、高齢者の項目(P7)にも追加します。なお、上記1つ目の『地域全体で見守り、支援するためのネットワークづくりの推進』については、既に現行計画の高齢者の項目に記載があるため、追加しません。 (災害対策) ○ 避難所開設・運営の基本方針の一つである「要配慮者にも優しい避難所づくり」の推進【更新】 ○ 高齢者が、災害時に避難した先で安心して生活が送れるよう、避難所や福祉避難所の設置・運営に関する準備及び福祉避難所への直接避難についての仕組みの構築など、災害時における支援体制の充実【更新】 【追記の観点】高齢者が地域で安心して暮らしていくためには、災害時の支援体制の充実は重要であるため、取組を改めて明示。	(見守り) ○ 障害のある人が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、地域全体で見守り、支援するための避難行動要支援者名簿や高齢者名簿を活用したネットワークづくりの推進【更新】 【追記の観点】現行計画の重要課題「高齢者の人権尊重と支え合う健康長寿のまちづくり」からの再掲。	行財政局 保健福祉局	防災危機管理室 保健福祉総務課 障害保健福祉推進室
11	別紙1	8・9・15ページ	薬師寺座長	追加する課題・社会的背景でインターネットに関する同文章が、8頁、9頁、15頁と何度か出ていきますが、これは何か短くする方法、ないし項目により少し違った表現にしないでいいでしょうか(違った表現にする場合は、その理由が必要になるのでかえって面倒になるので一概に良いとは思いませんが)	該当箇所を、以下のとおり修正し、文章を短くしました。 インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、社会問題となっています。国においても侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月施行)や「情報流通プラットフォーム対処法」の策定(令和6年5月公布、1年以内に施行)を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められています。	1 追加する課題・社会背景 ◆ インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、特定の属性の人や生まれの人を排斥する差別的言動等を投稿するなど、人権に関わる様々な問題が発生し社会問題となっています。このような社会状況を受け、国においても侮辱罪の法定刑引き上げ(令和4年7月施行)や「プロバイダ責任制限法」から大規模プラットフォーム事業者を対象とした新規制を盛り込むため法令名称を変更し、一部改正した「情報流通プラットフォーム対処法」の策定(令和6年5月公布、1年以内に施行)を行う等、インターネット上の人権侵害に関して適切に対処していくことが求められています。	文化市民局	共生社会推進室 人権文化推進担当 (啓発担当)
12	別紙1	9ページ	辻委員	・課題の箇所と、追記の観点の箇所に、違和感がある。 ・今の記載だと人手不足の解消・労働力確保が目的かのように見える。 ・人権文化推進計画という人権の計画なので、「人権を守るため」という人権の観点が必要。関係性が前後して、「人権を守る」ということが手段にならないように。書き方(表現)の問題なのかもしれないが。 ・少子高齢化のもとで「人手不足の解消・労働力確保」が必要というのは、事実だとは思うので、それを書くこと自体はいいと思う。 ・技能実習生制度は、今後廃止されるよう決まったかと思う。今の表現で問題ないか、確認しておくべき。	該当箇所を修正しました。 1 追加する課題・社会背景 ◆ 就労や留学等のため、中長期的に見て外国籍市民の増加が想定されています。多様な文化的背景を持つ人の人権が守られ、いきいきと暮らしていくためには、就労面の支援だけでなく、研究者等の専門家や介護・農業など特定技能等の外国籍市民、留学生の受入体制の整備や日本人と外国籍市民の相互理解に向けた取組の推進が重要です。 <追記の観点> 中長期的に見て外国籍市民の増加が想定されていることを踏まえ、追加。 2 今後の施策の在り方 (多文化共生の地域づくり) ○ 研究者等の専門家や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるよう産学公の関係機関との連携による受入環境整備に向けた取組の推進【充実】	1 追加する課題・社会背景 ◆ 全国的に深刻な人手不足の状況にある一方で、中長期的に外国籍市民の増加が想定されており、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国籍市民、留学生の受入体制の整備が求められている。また、多様な文化的背景を持つ人がいきいきと暮らしていくためには、就労面の支援だけでなく、日本人と外国籍市民の相互理解に向けた取組を推進するなど、安心して働くことのできる環境づくりが重要です。 <追記の観点> 深刻化する人手不足の状況等を踏まえ、多様な外国人材が安心して活躍できる環境が求められていることを受け、追加。 2 今後の施策の在り方 (多文化共生の地域づくり) ○ 研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるよう産学公の関係機関との連携による受入環境整備に向けた取組の推進【充実】	総合企画局、 産業観光局	国際交流・共生推進室、 産業企画室 産業イノベーション推進室

● 追補版に関する懇話会委員からの指摘事項及び対応案等（R6.8月書面意見聴取）

（別紙1）

No.	資料	ページ	委員名	指摘事項等	対応案及び最終記載案	（参考）元の記載内容	担当局	担当課
13	別紙1	9ページ	玉置副座長	1.追加する課題・社会情勢 （質問・意見）1行目「中長期的に外国籍市民の増加が想定・・・」⇒日本・京都に中長期的に居住する外国籍市民を指すのか、中長期的にみて外国籍市民が増加するという期間を意味するのかどちらでしょうか。生活者としてみるなら「居住」というような文言があるほうが、対策の必要性を考える際に分かりやすいと思います。	後者の「中長期的にみて外国籍市民が増加するという期間」を指しているため、「に見て」を追加しました。（修正後文言は上記のとおり）	1 追加する課題・社会背景 ◆ 全国的に深刻な人手不足の状況にある一方で、中長期的に外国籍市民の増加が想定されており、研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国籍市民、留学生の受入体制の整備が求められている。また、多様な文化的背景を持つ人がいきいきと暮らしていくためには、就労面の支援だけでなく、日本人と外国籍市民の相互理解に向けた取組を推進するなど、安心して働くことのできる環境づくりが重要です。 ＜追記の観点＞ 深刻化する人手不足の状況等を踏まえ、多様な外国人材が安心して活躍できる環境が求められていることを受け、追加。 2 今後の施策の在り方 （多文化共生の地域づくり） ○ 研究者等の高度外国人材や介護・農業など特定技能等の外国人、留学生が安心して活動し暮らせるよう産学公の関係機関との連携による受入環境整備に向けた取組の推進【充実】	総合企画局	国際交流・共生推進室
14	別紙1	15ページ	薬師寺座長	「高度情報化社会がもたらす消費者トラブル」という表現がありますが、昨今の報道等を見聞しますと、消費者トラブルもさることながら、組織的な犯罪がらみの極めて高額な詐欺等が電話だけでなく、インターネット等で流されており、こうした点にも触れておいた方がいいのではないかと思います。	以下のとおり、社会背景の箇所に組織的な詐欺事案に関する文言を追加しました。今後の施策の在り方については、文章が長くなるため、「消費者トラブル等」とし、修正しました。 1 追加する課題・社会背景 デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加しており、特にSNSの普及によるSNSを通じたもうけ話や組織的な詐欺事案に関する消費生活相談が増加傾向にあります。 また、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがあります。 2 今後の施策の在り方 （消費者被害の防止） ○ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブル等を未然に防止し、誰もがその恩恵享受できるための、インターネット取引やスマートフォン等の正しい知識や危険性を学べる講座の実施やそれらの情報提供【充実】	1 追加する課題・社会背景 デジタル化の進展に伴い、取引方法が多様化・複雑化したことにより消費者トラブルが増加するとともに、大規模災害時や感染症拡大時等の非常時では、不確かな情報の拡散により個人が心理的に不安定な状態に陥り、更なる差別の助長や合理的でない消費行動につながるおそれがあります。 2 今後の施策の在り方 （消費者被害の防止） ○ 高度情報化社会がもたらす消費者トラブルを未然に防止し、誰もがその恩恵享受できるための、インターネット取引やスマートフォン等の正しい知識や危険性を学べる講座の実施やそれらの情報提供【充実】	文化市民局	消費生活総合センター
15	別紙1	16ページ	玉置副座長	2.（理解促進・支援）について （意見）二つ目の○【新規】アライの輪を広げ～とありますが、理解促進のもと、今後は自治体として一歩深めて、団体や企業等との連携の中で、配慮が必要な就業環境の整備に関する啓発や相談窓口整備など、いわゆる合理的配慮の提供とされる項目にも着目することが重要になると思います。 既に先行事例は多々あるようなので、追記できるようならご検討ください。 8/16補足連絡： 「障がいのある人への合理的配慮」について、就業環境の整備等相談などいろいろ難しいこともあるようですが、義務化ということで周知は進めることができます。 性的マイノリティの方については、法では「事業者等の役割」について就業環境の整備などについて触れているものの、まだきちんとした見解が示されていないと聞いています。それでも現実には様々な判例が出ているように、洗面・トイレ・更衣室等の物理的環境、採用面接時等の対応、制服や就業時の服装など多くの場面で配慮が求められていると思います。どのような環境を生きる人であっても、働く限りは気持ちよく楽しく働けたらいいと思います。 パートナーシップ制度からアライの輪を広げるなど、京都市として方向性を次々示してこられた評価とともに、関係者の意向等も確認していただきながらまた次の一歩として目標を示していただければと思います意見を述べさせていただきます。	本市では、改正障害者差別解消法やLGBT理解増進法施行以前から、LGBT等の方の生活における困難を解消するため、企業向け人権啓発講座においてLGBTをテーマとした回を毎年設定し、「LGBTの方の働きやすい職場とは」等をテーマに、企業に対する啓発活動を行っています。また、職場等における当事者の声や、職場で取り組めること、実際の企業等での実践事例等をまとめた「企業向け啓発パンフレット」を活用した啓発を実施しています。 これらについては、現行計画P35において、（理解促進・支援）の取組として「○啓発リーフレットや講座等を活用した、性の多様性や性的少数者について理解を深めるための市民・企業への啓発活動の推進」という項目を設けており、こちらに基づき取組を行っています。 現時点で内容に変更はないため、追補版で新たに記載することではなく、現行計画に記載の内容を確実に継続していきたいと考えています。	（理解促進・支援）団体、企業、大学等教育研究機関、行政等と連携し、「アライ」の輪を広げ、多様な性の在り方が尊重される共生社会の実現に向けた取り組みの推進【新規】 ・上記課題（※25）に対応する施策として追加。	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当（計画推進担当）
16	別紙1	16ページ	薬師寺座長	16頁の1の「アライ」米印がついていますが、これは言葉の説明を付すという意味でしょうか。追補版で新たに使用する用語で説明があった方がいいと思われるものについては、それほど多くはないかと思いますが、新たな用語、あまり耳慣れない用語など、市民の皆様が読みやすいように米印を付する一覧表にまとめるかして、簡単な説明を付す必要はないでしょうか。例えば、2頁のヤングケアラー（すでに現行計画にありますでしょうか？）、13頁の「再犯防止×京都の文化力」の視点、5頁成年後見制度、6頁の合理的配慮など	用語説明がすぐに参照できるよう、各課題ごとに、用語説明を追加しました。 記載する用語は、追補版において初出の用語とします。 （対応する用語）アライ・ヤングケアラー・ビジネスと人権・重層的支援体制・「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組・新興感染症	-	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当（計画推進担当）
17	別紙1	10ページ	薬師寺座長	同上	「ビジネスと人権」・・・ 企業活動（原料調達から生産、物流、販売等を通じて、製品やサービスが最終消費者に届くまでの一連の流れ）と企業を取り巻くステークホルダー（消費者、労働者、顧客、取引先、地域社会、株主等の利害関係者）との関わりにおける人権課題を広くとらえた考え方。責任ある企業行動の促進を図ることで、日本企業の企業価値と国際競争力が向上するとともに、持続可能な開発目標（SDGs）で掲げられた「誰一人取り残さない」社会の実現へとつながることが期待される。	-	文化市民局	共生社会推進室人権文化推進担当（啓発担当）
18	別紙1	11ページ	薬師寺座長	同上	「新興感染症」・・・ 感染症法上の新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症で、新しく認知され、局地的にあるいは国際的に公衆衛生上の問題となる感染症。	-	保健福祉局	医療衛生推進

●追補版に関する懇話会委員からの指摘事項及び対応案等(R6.8月書面意見聴取)

(別紙1)

No.	資料	ページ	委員名	指摘事項等	対応案及び最終記載案	(参考)元の記載内容	担当局	担当課
19	別紙1	13ページ	薬師寺座長	同上	「再犯防止×京都の文化力」の視点による取組・・・ 京都市再犯防止推進計画において重点推進施策に位置付けている「京都の文化力をいかした矯正施設入所者等に対する更生意欲等の喚起」に係る事業として、伝統産業品の製作体験等を通じて、豊かな人間性を育む取組を展開することで、更生意欲や自己肯定感を高める取組	-	保健福祉局	生活福祉課
20	別紙1	17ページ	玉置副座長	自殺対策（市民一人一人がお互いに気づきと見守りのできる地域づくり） （質問・意見）この課題に関して「相談しやすい地域づくり」とは具体的に何を、誰を指すのでしょうか。自殺対策大綱などが言う地域共生社会の部分をピックアップしているのかもしれませんが、京都市においてはその点どのようになっているのでしょうか。「地域づくり」先行事例と対策の可能性について知りたいと思います。 個人的又は社会的要因等により死を意識する人の心の内面に関して、「地域づくり」という言葉は違和感を感じます。「地域において早期に発見し・・・」というところも同じですが、ここは続きに医療機関等具体的な機関表記があることで何とかつながりが見えた気がします。恐らくゲートキーパーのようなことを言いたいのかなと思いますが、ここは分かりやすくした方がよいかもしれないと思います。 自殺対策をその他の課題として括るなら、今は実際にできていることをきちんと記載しておき、次につなぐ形でよいのではないかと思います。	市民が自殺やこころの健康に対する正しい知識、相談窓口の情報を得られるような普及啓発、また、ゲートキーパーの養成により身近な人同士で気づき合い、支え合える環境づくりに取り組むことで、地域全体の自殺リスクが低下することを目標に取組を進めています。 いただいたご意見を踏まえ、以下のとおり、文言を修正します。 ○地域全体の自殺リスクの低下に向けて、自殺やこころの健康に関する正しい知識を啓発、相談窓口の情報を周知、更なるゲートキーパーの養成を推進	（市民一人一人がお互いに気づきと見守りのできる地域づくり） ○ 自殺防止等に関する啓発を行うことで、市民が互いに気付き合い、相談しやすい地域づくりを促進	保健福祉局	障害保健福祉推進室
21	別紙1	17～18ページ	岩井委員	「孤独、孤立対策」「自殺対策」は、行政で啓発活動や相談窓口の設置をすることは大事と思いますが、対象者が年齢や生活実態が多岐に広がっているため、同様の趣旨ですで行われている民間の相談活動や居場所作りがあるならば、その活動を支援することも有効ではないかと思います。	孤独・孤立対策として、126の団体と連携し、連携して様々な取組を進めています。既存の団体等を横につなぎ、その枠組みを通じて活動を支援しています。 いただいたご意見は、所管課に共有しました。	-	保健福祉局	健康長寿企画課
22	別紙1	17ページ	岩井委員	同上	ご意見を踏まえ、以下の取組を追加します。 （以下の項目を追記） ○民間の自殺予防や自死遺族支援に取り組んでいる関係団体等の活動の支援	-	保健福祉局	障害保健福祉推進室
23	別紙2	1ページ	中島委員	「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」について・・・ 医療的ケア児の健康を享受する権利は、教育を受ける権利や住居権等と同様に、すべての民主的社会に必要な権利だと思います。医療的ケア児、だれもが質の良い健康への医療が受けられる事は、非常に重要だという認識を定義付けていただきたいと願っています。 その他、「医療的ケア」には、（1）健康の予測（2）予防的ヘルスケア（3）治療（4）リハビリ（5）緊急医療 等々も付け加えて頂きたい。 ※（後日聞き取り）京都市における医療的ケア児への今後の施策への要望であり、追補版の修正は不要。	所管課にご意見を共有しました。	-	子ども家庭支援課	子ども家庭支援課
24	別紙2	1ページ	前田委員	些末な点ですが、4つ目の「育児休業、介護休業等……雇用保険法の一部を改正する法律」の備考欄の記述ですが、「令和4年4月1日施行等」の「等」は日付にかかっているという意味でしょうか。（1本の法律の中で、複数の施行日に分かれている、というのでしょうか。）あるいは「施行等」ということでしょうか。少々わかりにくいと感じました。	令和4年4月1日順次施行の記述に修正しました。	-	文化市民局	共生社会推進室 人権文化推進担当 （計画推進担当）
25	別紙2	2ページ	松波委員	「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解増進に関する法律」は、その成立の過程でトランスジェンダーの人たちを危険視する声がインターネット等で広がるなど、残念な状況があった。せっかく2023年に法が成立しても、効果を感じられない当事者が多いと感じている。京都市のこれまでの取組をさらに進め、 実態に即した（→当事者が安心して暮らせることにつながるような） 理解が広がるように啓発や研修をこれからも実施してほしい	いただいたご意見を踏まえ、性の多様性に関する取組を進めてまいります。	-	文化市民局	共生社会推進室 人権文化推進担当 （計画推進担当）